

災害事例と安全管理

2024年度全国安全週間

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全



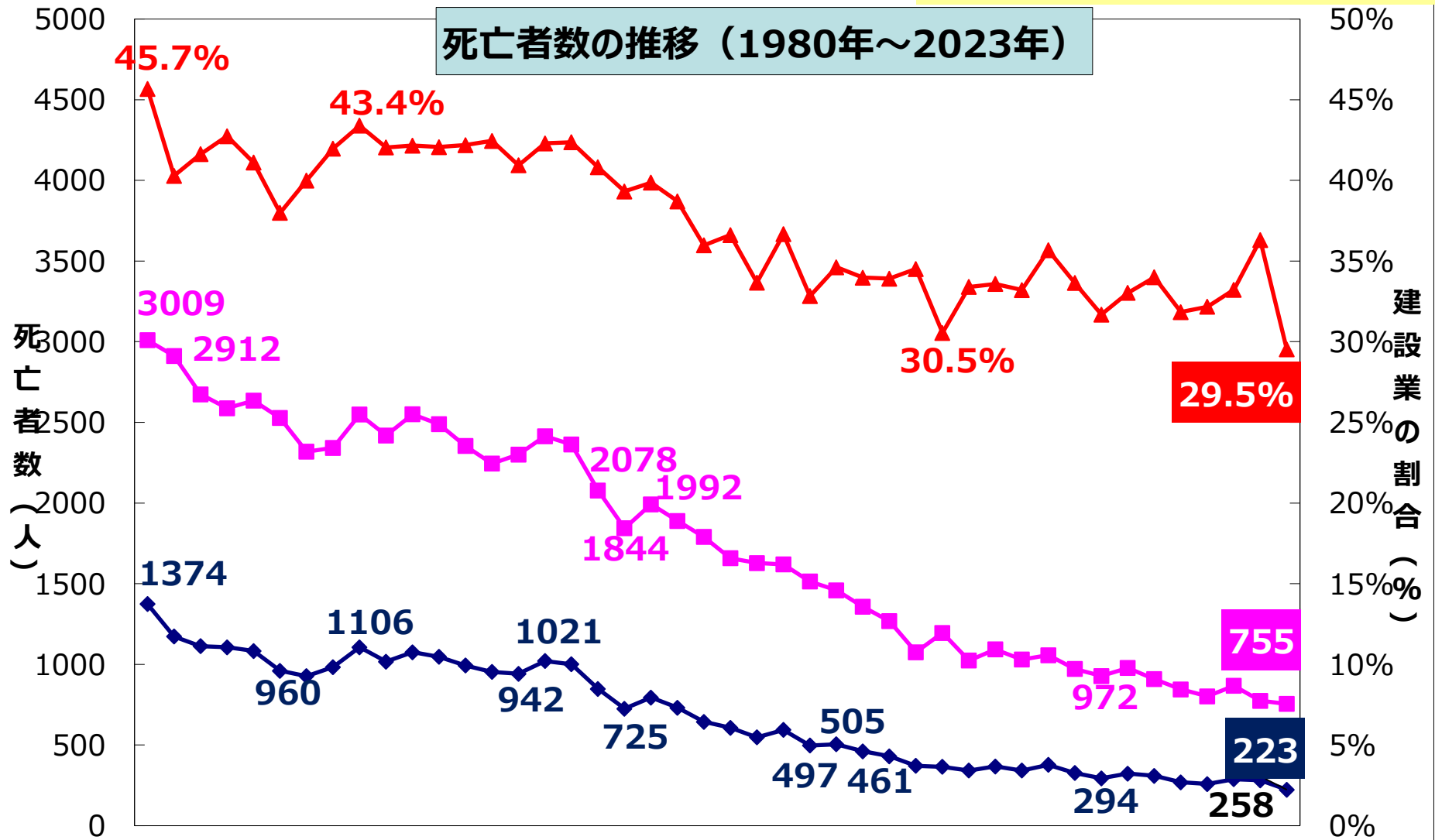
2024年6月11日（火）

一般社団法人 建築開口部協会

一般社団法人 日本サッシ協会

施工管理部会 柴田 岳志

死亡者数の推移（1980年～2023年）

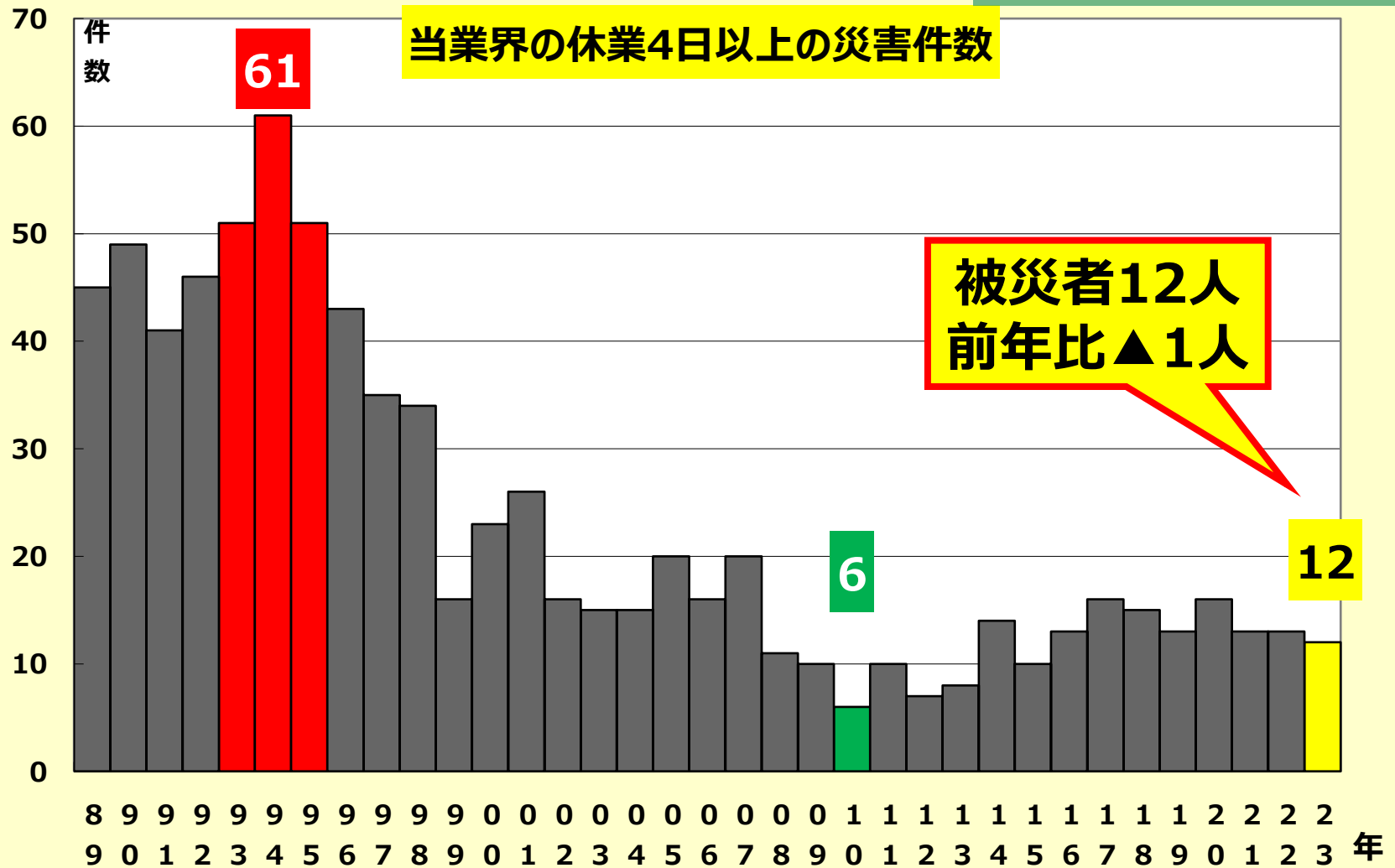


①令和5年の全産業の死亡者数は755人で、前年の774人より19人減少

②うち、建設業は223人で、前年の281人より58人減少

③建設業の死亡災害は全産業の中では29.5%で、初めて30%を下回った

※しかしながら危険な職場であることには変わりがないので、決して油断はできない



- ◆2023年の休業4日以上 の被災者は12人で、前年より1人減少
- ◆昨年は死亡災害は無かった
- ◆過去にも類似災害が多く、再発防止には施工管理者の努力がまだまだ必要

当業界の労働災害統計②

◆職種別では
 サッシ4人
 鋼製ドア2人
 CW1人
 (トップライト)
 シャッター1人
 シーリング1人
 その他は
 パーテーション1人
 検査補佐1人
 メンテナンス1人

男	職種	サッシ	鋼製 ドア	カーテン ウォール	シャッター	シーリング	その他
12	人数	4	2	1	1	1	3

年齢→ 経験↓	20歳 以下	21歳～ 30歳以	31歳～ 40歳以	41歳～ 50歳以	51歳～ 60歳以	61歳 以上	経験↓
1年～ 5年以下							0
6年～ 10年以下				1	1		2
11年～ 20年以下			2	1	1		4
21年～ 30年以下				3	1		4
31年～ 40年以下					1	1	2
41年 以上							0
年齢→	0	0	2	5	4	1	12

今年も
ベテランに
多い...



◆経験10年以上の者が10人被災
 ◆40歳以上の者が10人被災

当業界の 労働災害統計③



お昼をはさんで
6件発生

墜落転落6人
転倒3人
挟まれ3人

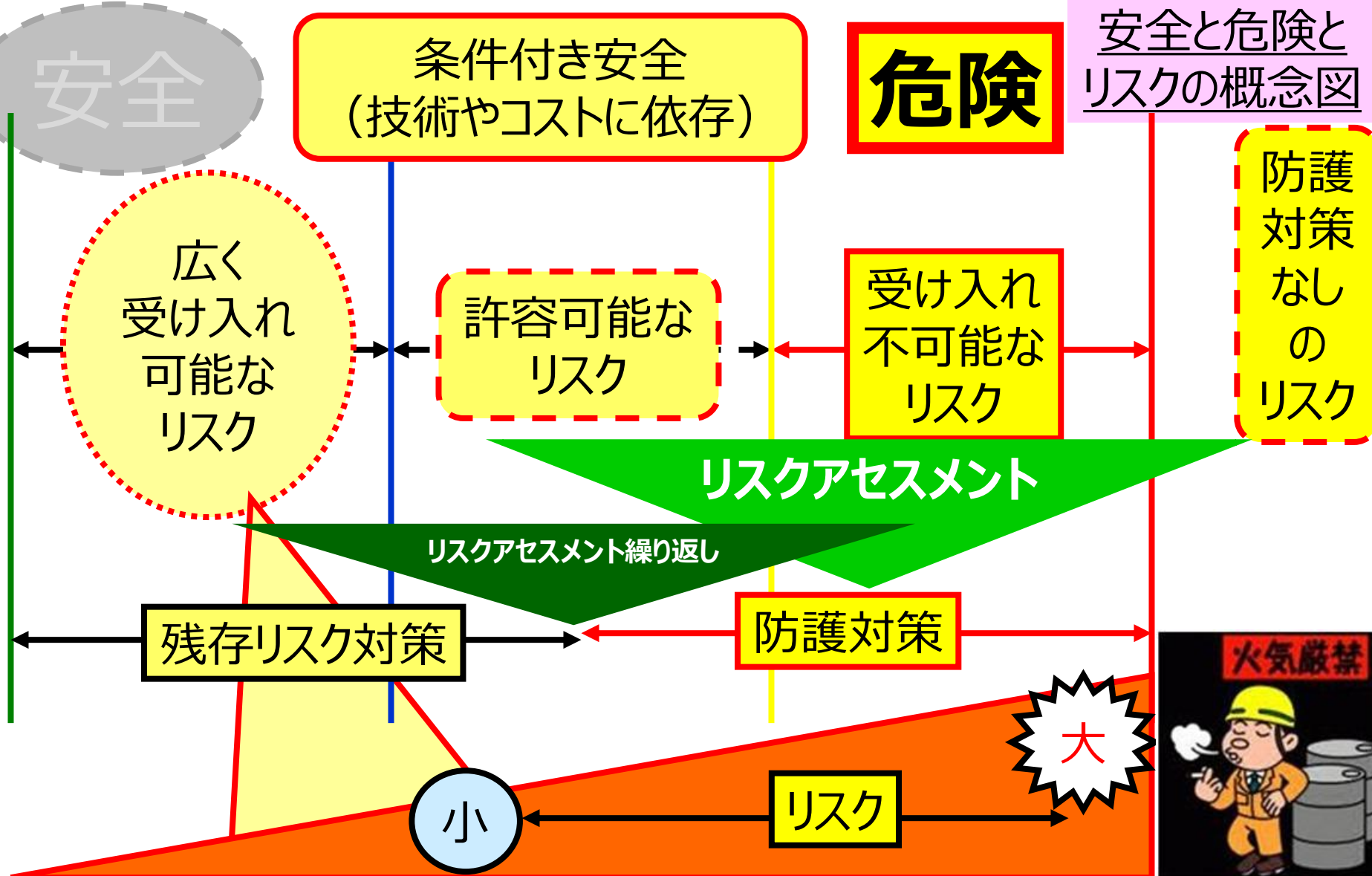


発生月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数		1	1	2	2	1		1		1	3	
発生時刻	8時 以前	8時 台	9時 台	10時 台	11時 台	12時 台	13時 台	14時 台	15時 台	16時 台	17時 台	18時 以降
件数			2	1	3		3	1		2		

事故の型→ 休業日数↓	墜落 転落	転倒	挟 まれ	休業日数↓
4～10日				0
11～20日	2			2
21～30日		2		2
31～60日	1	1	1	3
61～90日	1		1	2
91～120日				0
120日以上	2		1	3
死亡				0
事故の型→	6	3	3	12

もっと
重篤な
結果に
なって
いても
おかしく
ない！

安全と危険と
リスクの概念図



現場内では誰の目にも安全は見えていない⇔見えた危険には対策できる
安全は無事に戻ったという結果であり、現場で安全と思うこと自体が錯覚

《年齢・経験》 62歳・35年

《作業》 吊り足場上での溶接段取り

《発生状況》

吊り足場上を移動時に、手摺・ネットの設置がない外壁側から6.1m墜落した、

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 頭蓋骨部骨折・顔面骨折・左手骨折、外傷性くも膜下出血で190日休業

《不安全状態》

吊り足場の外壁側には手摺・ネットの設置が無く、かつ800mm程度の隙間があった

室内側の手すりにはネットがかかっており、移動の際には墜落制止用器具が掛け辛かった

《不安全行動》

墜落制止用器具を使用していなかった

（危険軽視・近道省略行動本能）

一人作業になっており、作業環境の問題に気付いていなかった

（集団欠陥・危険軽視）



3階は
外部に床なし

《年齢・経験》 45歳・26年

《作業》 避難用扉の錠前取付

《発生状況》

開く側に床のない3階の避難用扉の錠前取付中
防護柵から身体を乗り出し過ぎて墜落した

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 骨盤骨折・大腿骨骨折・足首
骨折で、休業180日

《不安全状態》

外部側には床も足場もなかった

（設置を依頼したが聞いてもらえなかった）

検査前で内部が全て仕上がっていて、墜落
制止用器具の掛ける場所がなかった
錠前の納期が遅れていた

《不安全行動》

危険な場所での一人作業だった

（危険軽視・集団欠陥）

検査を優先して元請に足場を断られた
（集団欠陥）

23年災害事例 No.3 墜落転落

《年齢・経験》 47歳・30年

《作業》 改修工事トプライトのファスナーの取付

《発生状況》

作業中に既存アンカーに躓き、開口部側に転倒したため、下階の床上に墜落した

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 右手首骨折で、90日休業

《不安全状態》

改修工事の庁舎で、開口下がエレベーター前通路のため、足場が設置されていなかった

屋上側には墜落制止用器具を掛けられる手摺等は設置されていなかった

《不安全行動》

足元をよく見ずに動作していた（危険軽視）
長期間連続で同じ現場に居たので、気のゆるみがあった（危険軽視・不注意）

上も下も危ないと誰も思わなかったのか？

23年災害事例 No. 4 墜落転落

《年齢・経験》 39歳・15年

《作業》 ハンガードアの吊り車交換

《発生状況》

9尺の脚立から降りるときに、6段目の踏み桟を踏み外したため転落し、コンクリート土間で強打した

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 右手肘骨折で、60日休業

《不安全状態》

9尺の脚立の単独作業になっていた

《不安全行動》

降りることに集中していなかった

(危険軽視・不注意)

踏み桟への足に掛け方が悪かった

(危険軽視・不注意)



点検口



《年齢・経験》 52歳・16年

《作業》 シャッターの点検作業

《発生状況》

脚部伸縮式5尺脚立を使って、庇の点検口から開閉機を確認している時に、伸び上がった姿勢になって、バランスを崩し転落した

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 左手首骨折・右手打撲で休業20日

《不安全状態》

地面に段差があったため、伸縮式脚立を使った客先から大至急開けられるよう急かされていた

《不安全行動》

朝から複数の現場をこなしていたので疲れていた（疲労）

防護措置を考えないまま伸縮式脚立を使い、伸び上がる姿勢をとった（危険軽視）
中から客先に急かされ焦っていた（パニック）

段差

23年災害事例 No.6 墜落転落

《年齢・経験》 31歳・13年

《作業》 ブラインドボックス取付

《発生状況》

2mの高さにレーザーレベルを設置した後、脚立を降りようと反転した際に、ズボンのすそが引っ掛かり転落した

《事故の型》 墜落転落

《傷病・日数》 腰椎捻挫で、休業12日

《不安全状態》

現場から許可を得ていたものの、脚立の単独使用だった

《不安全行動》

電源オンだけの作業で、油断していた

(危険軽視)

脚立からあまり考えずに降りたので、梯子側に腹を向けていなかった

(不注意)



《年齢・経験》 55歳・30年

《作業》 サッシアンカー入れ

《発生状況》

階段側に右足を踏み外したため、駆け降りるようになった後。踊り場の壁に右手を強くついた

《事故の型》 転倒

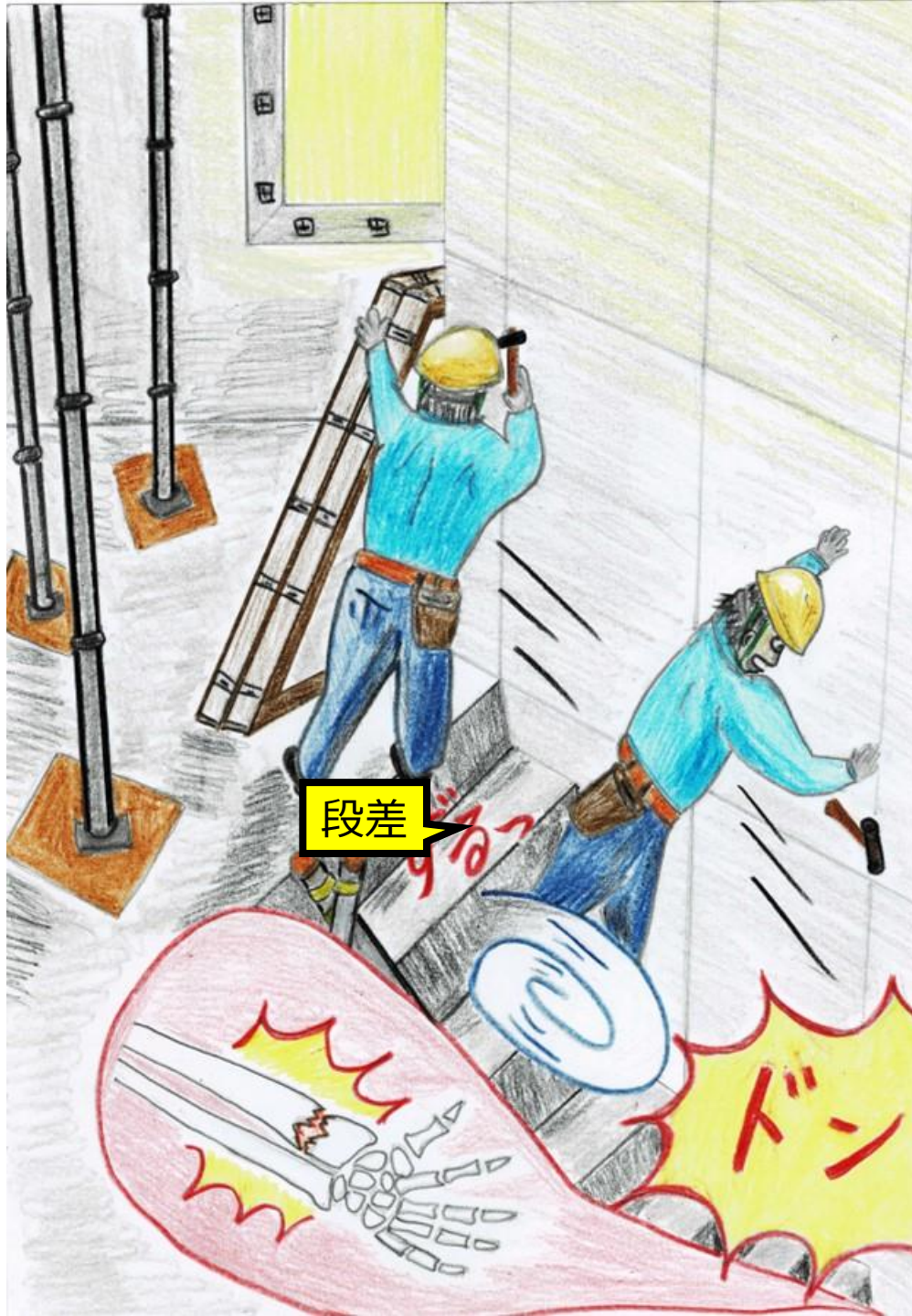
《傷病・日数》 右手首骨折で、休業60日

《不安全状態》

型枠支保工が多く残っていたため、作業場所が狭かった
階段のすぐそばの壁にサッシを立てかけてアンカー入れを行っていた

《不安全行動》

階段のすぐそばで作業した（危険軽視）
手元の作業に集中していて足元に気が回って
いなかった（不注意）



23年災害事例 No.8 転倒

《年齢・経験》 58歳・31年

《作業》 足場上のくさびを拾おうとした

《発生状況》

場内を歩行中に外部足場に落ちていたくさびを、見つけたため、手摺の間から身体を乗り出して拾おうとした時に、足元が滑って転倒し、手摺に胸を強打した

《事故の型》 転倒

《傷病・日数》 肋骨骨折で、休業30日

《不安全状態》

《不安全行動》

近くにあった足場への渡りを使わずに、中から手を伸ばして拾おうとした
(危険軽視・近道省略行動本能)

拾うことが目的になって、反射的に手を伸ばした
(不注意・場面行動本能)



《年齢・経験》 43歳・6年

《作業》 トイレブースパネルの符号確認

《発生状況》

現場監督からの依頼で、壁に立てかけたパネルの符号を確認するため、順に支えていたが7枚目で支えきれなくなって慌てて監督が押さえたが、4枚のパネルとともに後ろに転倒した

《事故の型》 転倒

《傷病・日数》 恥骨結合（骨盤）骨折で、休業28日

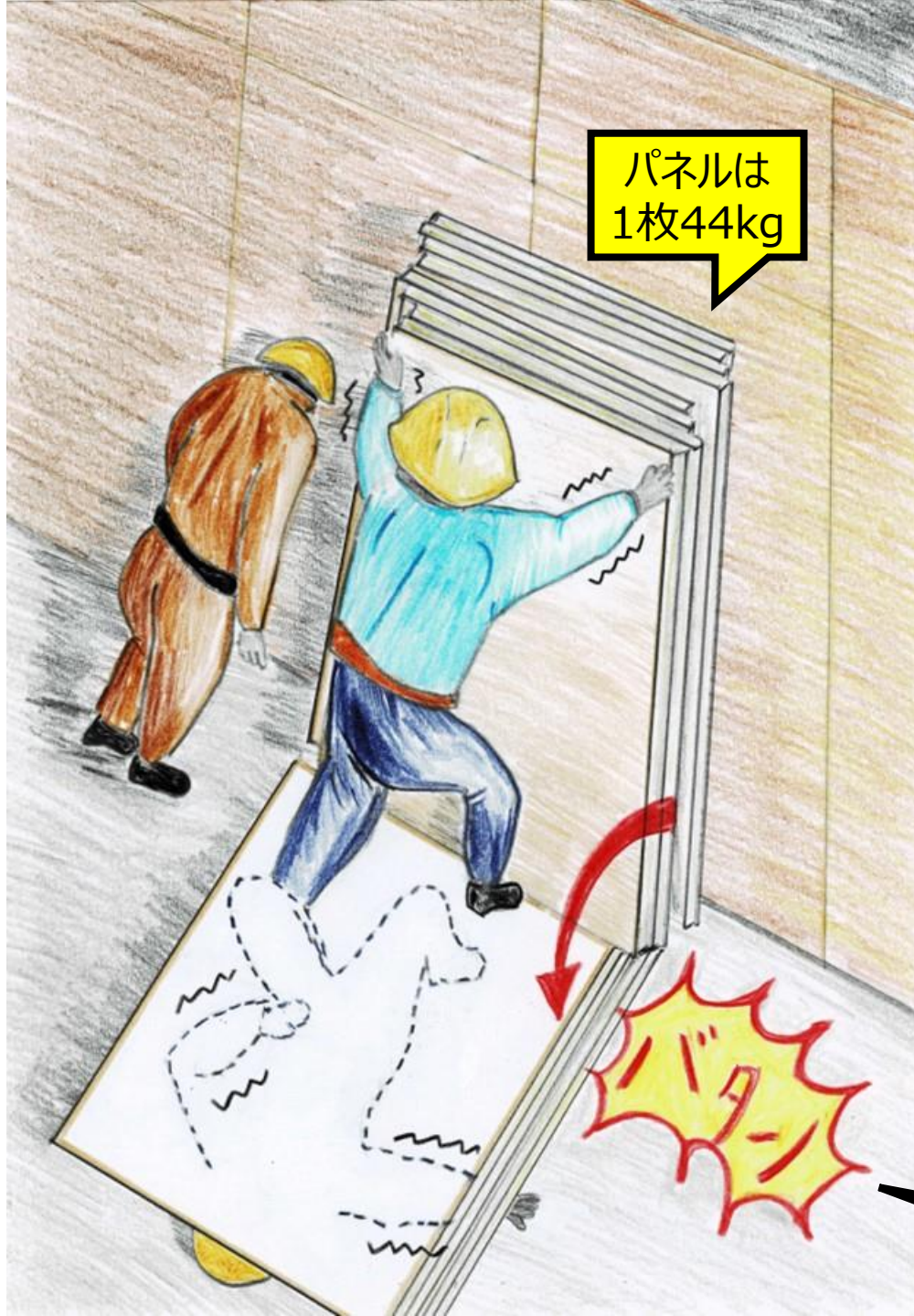
《不安全状態》

重量のあるパネルを立てかけていた
横から見えない位置に符号ラベルが貼られていた

《不安全行動》

支えられると思って作業を続けた（危険軽視）
声掛けが不十分だった（集団欠陥）

中抜き禁止と同じことですね



《年齢・経験》 60歳・10年

《作業》 CWユニット台車の内部揚重作業

《発生状況》 エレベーターの段差にキャスターが引っ掛かっている状態で無理やり短辺方向に押し込もうとしたため、台車がエレベーター内に倒れ、左足を挟まれた

《事故の型》 挟まれ

《傷病・日数》 大腿骨骨折で、休業300日

《不安全状態》

偏心して載せられていた荷姿

《不安全行動》

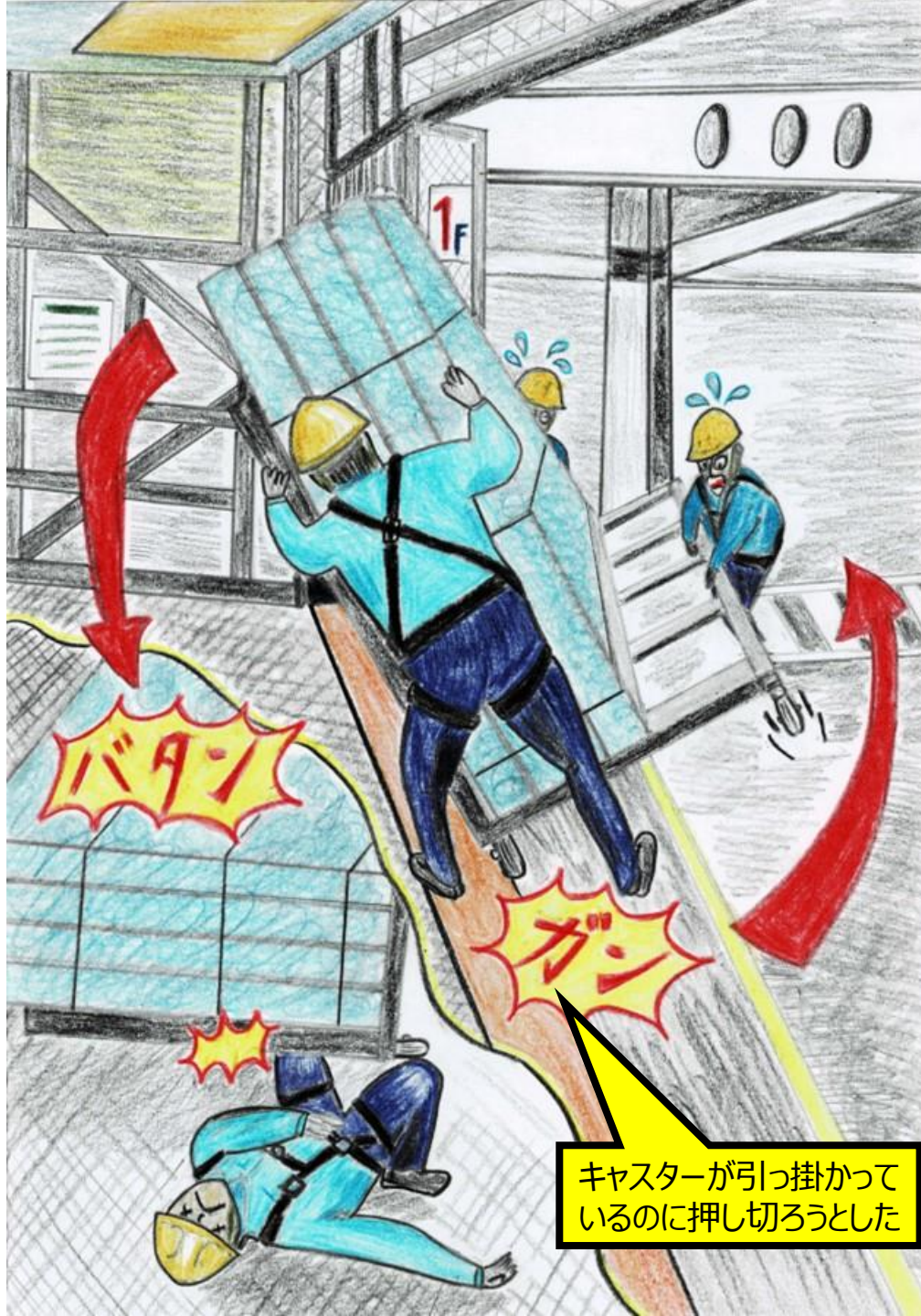
本来は揚重センターが行うべき作業を勝手行った
(危険軽視・集団欠陥)

引っ掛かっている状態で無理やり短辺方向に
押し込もうとした

(危険軽視、近道省略行動本能)

台車を引っ張る側に立っていたので、倒れてきた
荷の下敷きになった

(危険軽視・場面行動本能)



キャスターが引っ掛かっているのに押し切ろうとした

《年齢・経験》 42歳・22年

《作業》 シャッターレール部材の運搬作業

《発生状況》

3名で台車を押していたところ、先頭の被災者の台車が横にずれて、キャスターに右足が轢かれた

《事故の型》 挟まれ

《傷病・日数》 右足指第一・第二・第三・第四趾骨折で、休業90日

長さ9550mm
重量1800kg

《不安全状態》

軌道が変わりやすい4輪キャスターの台車
つなぎ目が多い敷鉄板上

《不安全行動》

作業に見合わない、樹脂先芯の靴を履いていた
(危険軽視)

作業手順、相互の動作の確認を決めていなかった
(集団欠陥・連絡不足・危険軽視)

23年災害事例 No.12 挟まれ

《年齢・経験》 49歳・13年

《作業》 シーリング工事後の完了確認
ひざ下の肉がえぐれた

《事故の型》 挟まれ

《傷病・日数》 右脚裂傷で、休業45日

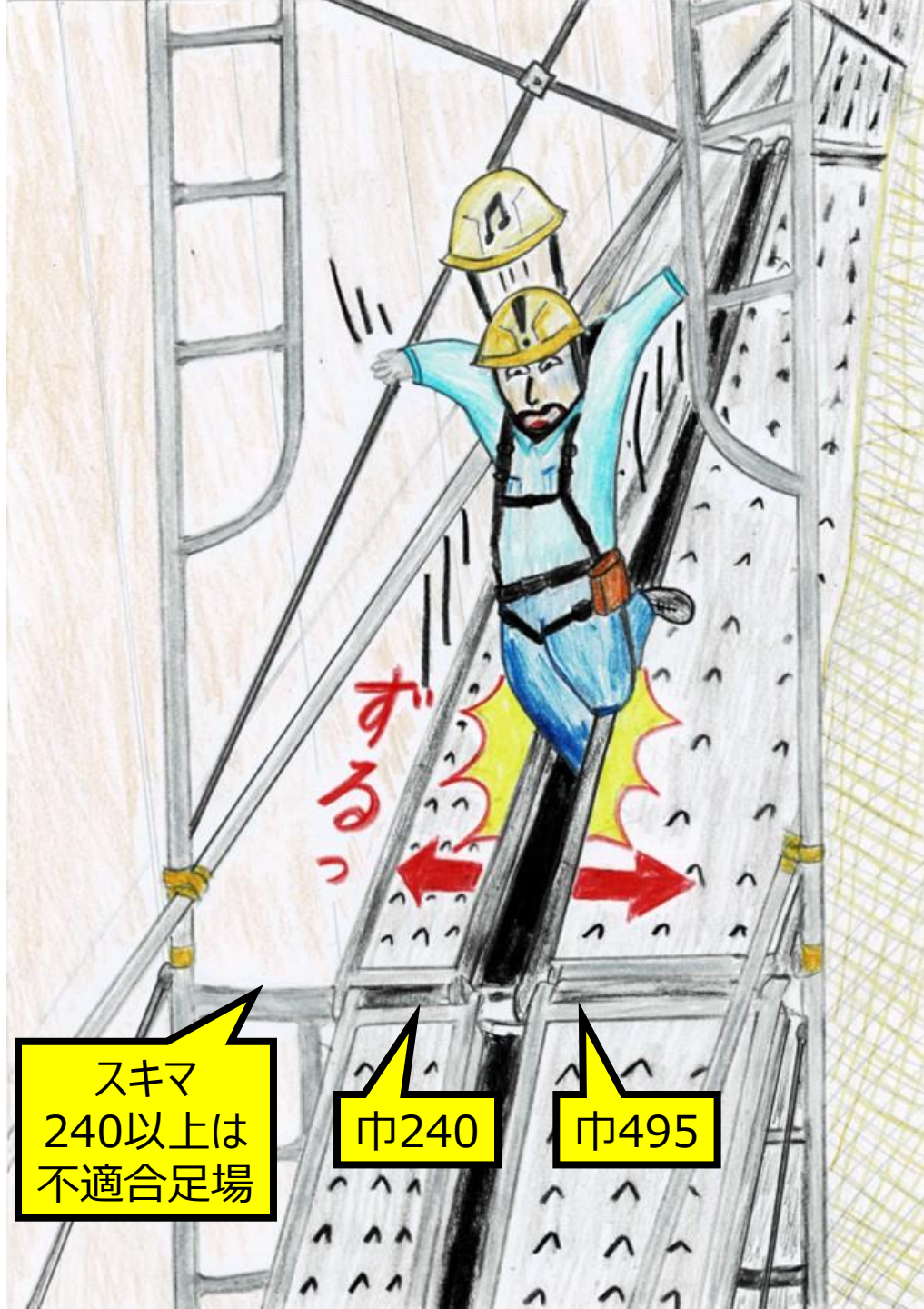
《不安全状態》

900の枠組足場に巾495と240の足場板が
並べられていた

《不安全行動》

足場板がずれ動くリスクを予想せず歩行していた
(不注意)

シールの確認のため足元をあまり見ていなかった
(場面行動本能・不注意)



スキマ
240以上は
不適合足場

巾240

巾495

①化学物質のリスクアセスメントの強化

職場における新たな化学物質規制の導入

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施



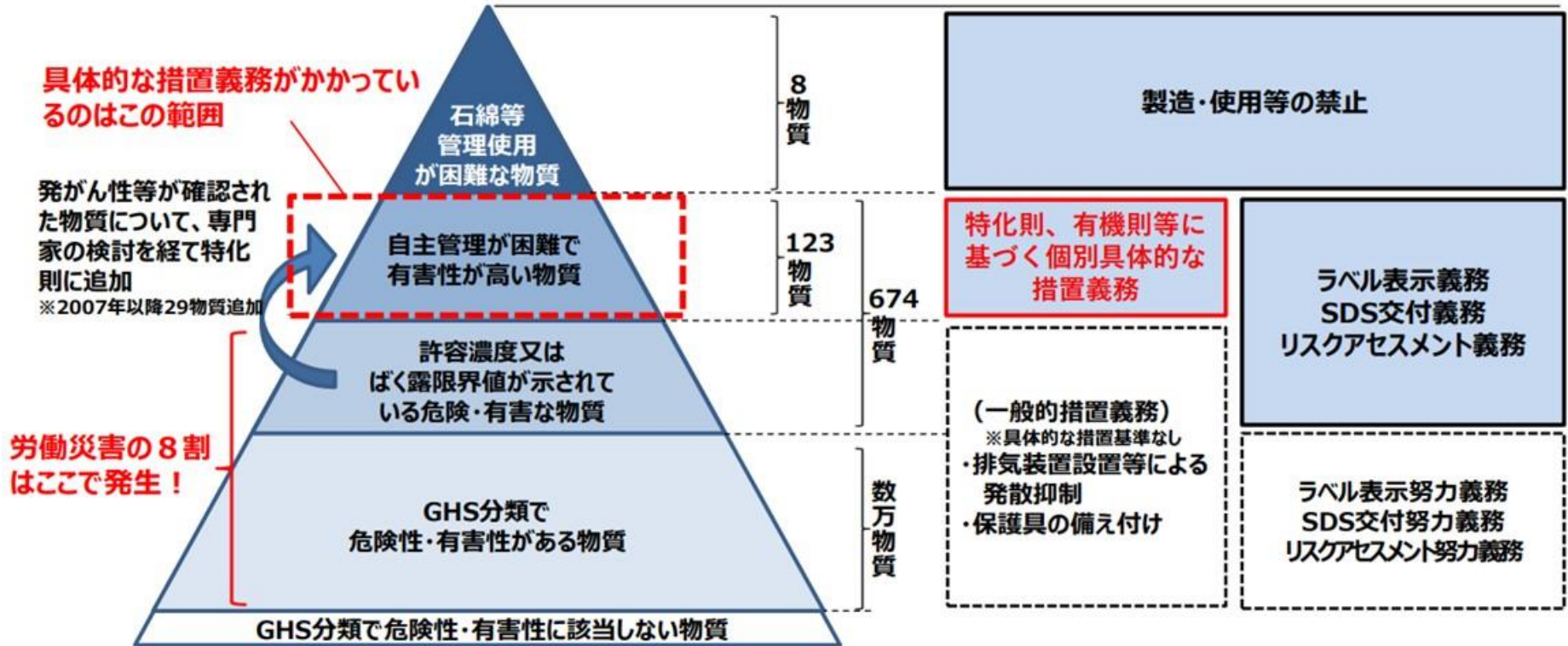
リスク低減措置の実施

国が定めた
規制値を
守っている
だけでは
不十分
だったので
事業主の
自主的な
実践を
求めている

化学物質管理者
保護具着用管理責任者

①化学物質のリスクアセスメントの強化

これまでの化学物質規制の仕組みと課題



- ◆国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- ◆化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- ◆これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）

①化学物質のリスクアセスメントの強化

見直し後の化学物質規制の仕組み

有害性に関する情報量



※ 1 GHSはあとで説明

※ 2 濃度基準値「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」における「ばく露限界値（仮称）」を指す

※ 3 ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択

- ①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等（工学的）、③作業手順の改善等（管理的）、④有効な呼吸用保護具の使用

②化学物質管理者の選任義務化

2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造し、取り扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

現状の元請の
照会レベルはまちまち・・・

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門講習の修了者
<u>リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場</u>	<u>資格要件なし（専門的講習等の受講を推奨）</u>

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

資格取得が目的ではなく実践が重要

現場で働く人の
健康障害未然防止
が本来目的
⇒施工管理者の
リスクアセスメント
対応が重要

③化学物質のリスクアセスメント実施の前提知識

GHSについて理解を深めておく

GHS (**G**lobally **H**armonized **S**ystem of Classification and Labelling of Chemicals)

- ・1992年に採択されたアジェンダ21の第19章に基づいて、国、地域によって異なっている化学品の危険性や有害性の分類基準、表示内容などを統一する制度
- ・国連危険物輸送に関する専門家小委員会（UNSCETDG）、OECD、国際労働機関（ILO）で検討され、最終的に、適切な化学物質管理のための組織間プログラム（IOMC）で調整されて2003年7月にとりまとめられた
- ・国連GHS専門家委員会では2年に一度GHSの改訂を行っている

国際的な基準がGHS

③化学物質のリスクアセスメント実施の前提知識

GHSについて理解を深めておく

国連GHS（改訂6版）の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- 爆発物
- 可燃性ガス（自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む）
- エアゾール
- 酸化性ガス
- 高圧ガス
- 引火性液体
- 可燃性固体
- 自己反応性化学品
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学品
- 水反応可燃性化学品
- 酸化性液体
- 酸化性固体
- 有機過酸化物
- 金属腐食性化学品
- 鈍性化爆発物

健康に対する有害性

- 急性毒性
- 皮膚腐食性／刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）
- 誤えん有害性

環境に対する有害性

- 水生環境有害性
- オゾン層への有害性

化学物質のメーカーは
GHSに基づいた
リスク表示の義務を負っている

③化学物質のリスクアセスメント実施の前提知識

GHSについて理解を深めておく

 化薬類、 自己反応性 化学品、 有機過酸化 物 爆弾の爆発	 可燃性／引火性 ガス、引火性エア ゾール、引火性 液体、可燃性固 体、自然発火 性液体・固体 炎	 支燃性・酸化 性ガス、酸化 性液体 円上の炎
 高圧ガス ガスボンベ	 金属腐食性物 質、皮膚刺激性、 眼に対する重篤 な損傷性 腐食性	 水生環境有害 性 環境
 急性毒性 (高毒性) どくろ	 呼吸器感作性、 生殖細胞変異 原性、発がん 性、特定標的 臓器・全身毒 性 健康有害性	 急性毒性(低 毒性)、眼刺激 性、皮膚感作 性、気道刺激 性 感嘆符

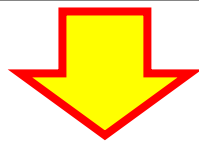
絵表示は9種類：直感的な目安になる

③化学物質のリスクアセスメント実施の前提知識

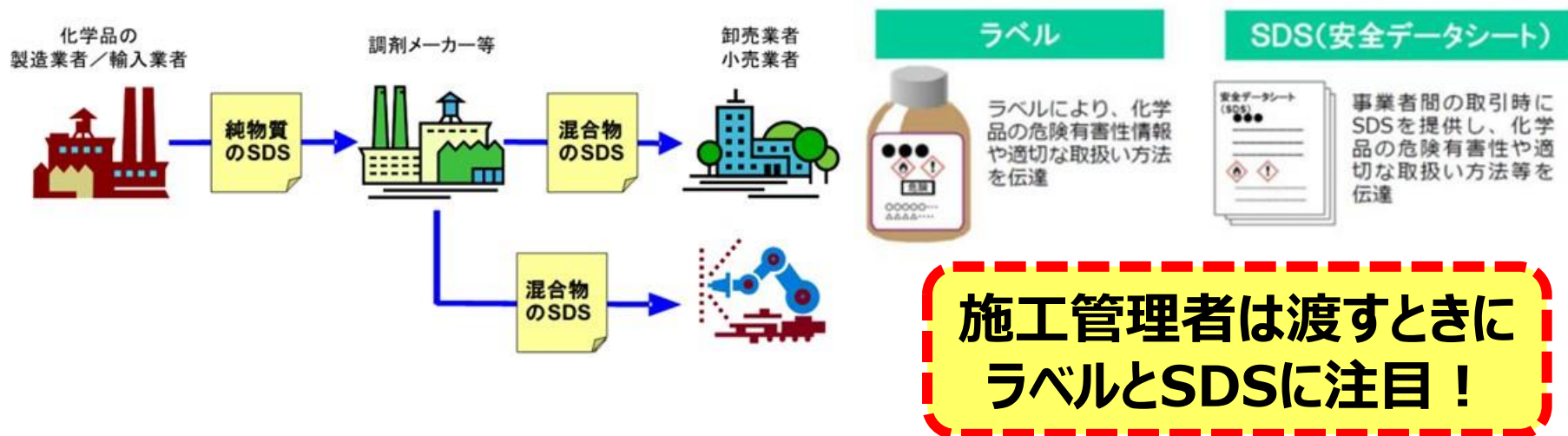
SDSについて理解を深めておく

SDS (Safety Data Sheet)

- ・安全データシートとも呼ばれる
- ・化学物質を含有する製品を他の事業者を提供する際、その性状及び取扱いに関する情報を提供するために製品ごとに配布する説明書



現場で働く人にとっては化学品取扱時において有益な情報



③化学物質のリスクアセスメント実施の前提知識

SDSについて理解を深めておく

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

GHS

2, 3は送り出し教育で
4～8は現場での作業前KYで活用できる
もちろんそれ以外の情報も見えて注意事項を把握しておく

③化学物質のリスクアセスメント実施の前提知識

ラベル表示・SDS交付義務対象物質の増加スケジュール

	2024年度 施行	2025年度 施行	2026年度 施行
ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234 物質	641 物質	779物質

急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1

左記以外のいずれかが区分1

区分1となる有害性区分なし

この他に政府は毎年50～100物質について分類を行い、順次ラベル表示・SDS交付を義務化する予定。モデルラベル、モデルSDSの公表も行う。

リスクアセスメントの重大性の評価が高いのは
急性毒性、生殖細胞変異原性、
発がん性、生殖毒性
のいずれかが区分1

③化学物質のリスクアセスメント実施の前提知識

特に注意すべき表示



急性毒性（区分1-3）



急性毒性（区分4）、
皮膚腐食性・刺激性
（区分2）、眼に対す
る重篤な損傷・眼刺
激性（区分2A）、皮
膚感作性、特定標的
臓器・全身毒性（単
回ばく露）（区分3）



呼吸器感作性、生殖
細胞変異原性、発が
ん性、生殖毒性、特
定標的臓器・全身毒
性（単回ばく露）
（区分1-2）、特定
標的臓器・全身毒性
（反復ばく露）、吸
引性呼吸器有害性

「どくろ」はエンジンウエルダー使用時の一酸化炭素くらい
⇒現場でのリスクアセスメントは
「感嘆符」・「健康有害性」の区分1~2に着目！

④保護具着用管理責任者の選任の義務化

実はこれまでも根拠法令はあった
・・・なぜ定着していなかったのか？
理由は2つ

以前の対象保護具指導の根拠

1	化学防護手袋	平成29年1月12日基発0112第6号 「化学防護手袋の選択、使用等について」
2	防毒マスク	平成17年2月7日基発第0207007号 「防毒マスクの選択、使用等について」
3	防じんマスク	平成17年2月7日基発第0207006号 「防じんマスクの選択、使用等について」

- ①指導レベルだったので、
多くの事業者が本気にならなかった
- ②そのような業務ができる専門的な
知識を持った者が事業場にいなかった



2022年5月の改正安衛則

- ・化学物質管理者（24年4月義務化）
 - ・保護具着用管理責任者（24年4月義務化）
 - ・化学物質管理専門家
 - ・作業環境管理専門家
- という4種類の管理者と専門家が規定されている



④保護具着用管理責任者の選任の義務化

改正安衛則 第12条の6 第1項の要約

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

- ◆保護具の適正な選択に関すること
- ◆労働者の保護具の適正な使用に関すること
- ◆保護具の保守管理に関すること

2024(R6).4.1 施行

改正安衛則 第12条の6 第2項の要約

「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。

なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。

また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

(2) 選任要件

- ① 化学物質管理専門家
- ② 作業環境管理専門家
- ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第1種衛生管理者又は衛生工学衛生管理者
- ⑤ 作業主任者
- ⑥ 安全衛生推進者

改正安衛則 第12条の6 第2項の次に掲げる者＝有資格者とは？

- …特定化学物質の作業主任者：アーク溶接作業の特化則対応
- …有機溶剤の作業主任者：シール・補修工事の有機溶剤対応

⑤化学物質のリスクアセスメントの実施について

Useful information

お役立ち情報



性能情報データベース



技術情報



資格認定・講習



省エネについて

Pag

検索サイトで日本サッシ協会
⇒ホームの下の方に上記の案内があり
「資格認定・講習」をクリック

⑤化学物質のリスクアセスメントの実施について

資格認定・講習

ホーム > お役立ち情報 > 資格認定・講習

積算資格認定制度

住宅サッシの契約標準化講習会

スチールドア全国研修会

登録サッシ・カーテンウォール基幹
技能者講習

サッシ・カーテンウォール技能者の
皆さまへ

「住宅サッシ・防火戸取扱い事業所
定期講習会」開催のご案内

検索サイトで日本サッシ協会⇒ホームの下の方に上記の案内があり
「資格認定・講習」をクリック
👉「サッシ・カーテンウォール技能者の皆さまへ」をクリック

⑤化学物質のリスクアセスメントの実施について

■ 安全管理で活用する資料について

[化学物質のリスクアセスメントleaflet](#) 

[アーク溶接作業マニュアル](#)  独立行政法人 労働者健康福祉機構 神奈川産業保険推進センター資料

[キシレン取扱マニュアル](#)  独立行政法人 労働者健康福祉機構 神奈川産業保険推進センター資料

[トルエン取扱マニュアル](#)  独立行政法人 労働者健康福祉機構 神奈川産業保険推進センター資料

[第37回（2023年）安全推進大会資料 災害事例と安全衛生管理](#) 

災害事例と安全管理の動画はこちら…<https://www.youtube.com/watch?v=QpVSz2EcVmw> 

[建設業における労働災害防止対策について](#)  東京労働局 労働基準部 安全課 資料

[第36回（2022年）安全推進大会資料 災害事例と安全衛生管理①](#) 

[第36回（2022年）安全推進大会資料 災害事例と安全衛生管理②](#) 

災害事例と安全管理の動画はこちら…<https://www.youtube.com/watch?v=IPGHHE9g5uc> 

検索サイトで日本サッシ協会⇒ホームの下の方に上記の案内があり
「資格認定・講習」をクリック

👉「サッシ・カーテンウォール技能者の皆さまへ」をクリック

■ 安全管理で活用する資料についてに各種資料があります

⑤化学物質のリスクアセスメントの実施について

■ 安全管理で活用する資料について

[化学物質のリスクアセスメントleaflet](#) 

[アーク溶接作業マニュアル](#) 

[キシレン取扱マニュアル](#) 

[トルエン取扱マニュアル](#) 

アーク
溶接

トルエン

キシレン

[第37回（2023年）安全推進大会](#)

[災害事例と安全管理の動画はこちら](#)

[建設業における労働災害防止対策について](#)  東京労働局 労働基準部 安全課 資料

[第36回（2022年）安全推進大会資料 災害事例と安全衛生管理①](#) 

[第36回（2022年）安全推進大会資料 災害事例と安全衛生管理②](#) 

[災害事例と安全管理の動画はこちら…https://www.youtube.com/watch?v=...](#)



化学物質のリスクアセスメント
進め方のポイント

一般社団法人 日本サッシ協会



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

【訂正】トルエン・キシレンの絵表示（ピクトグラム）に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

皮膚・目に有害の絵表示

誤)どくろ

正)感嘆符

実は現場でやるべきことは
数年前の錆止めスプレーの課題の際に
提示した手法と変わらない

⑤化学物質のリスクアセスメントの実施について

① 厚生労働省 ラベルでアクション運動

容器や包装のラベル内に『絵表示』があったら
SDS を入手する

SDS(安全データシート)を
製造メーカーWEB サイトより入手する

国連 GHS の危険有害性クラスを確認する

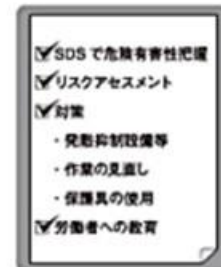
危険有害性の要約より重篤性の高い
区分 1・区分 2 を確認する



製品が来る



ラベルを見る



今すぐ**安全対策**

「化学物質リスクアセスメントの実質報告書」
(元請書式)を作成し理解する

送り出し教育時

取付：溶接ヒューム
さび止め塗料
シール：基材・プライマー
清掃：洗浄剤
補修：洗浄剤・補修塗料

物理化学的危険性
健康に対する有害性
環境に対する有害性

職長・作業員は対処法・保護具の使用法を知っている

現場 KY 時

【作業環境】
屋内／屋外確認
換気状況確認
保護具の使用管理

⑤化学物質のリスクアセスメントの実施について

② 現場でのリスクアセスメント

施工場所が屋外：リスクは低いが油断はしない

施工場所が**屋内**：リスクが高いと判断する

屋内換気状況

→ **風通し**は良いか？

→ **ポータブルファン**等の換気装置があるか？

屋内換気状況によりリスクレベルは変化する

保護具着用の判断⇔法令（規制値）の知識

ばくろ防止



③厚生労働省 職場の安全サイトのご案内

厚生労働省では、「職場のあんぜんサイト」を開設し、労働安全衛生の有効な情報を発信しています。
事業所における安全衛生活動にご活用ください。

アクセス

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

検索サイトからは

職場のあんぜんサイト

検索

⑤化学物質のリスクアセスメントの実施について

④ 工事現場でのリスク低減の考え方

① ハザードレベルを下げる

発がん性や生殖毒性などハザードレベルが高い化学物質が含まれている場合には、
ハザードレベルの低い化学物質に変更できないか検討する ⇒使用材料を置き換える

② 取扱量ポイントを下げる

化学物質の取扱量を減らすことができないか検討する ⇒使用量の管理から始める

③ 揮発性・飛散性ポイントを下げる

液体の場合、高沸点溶剤への変更、取扱温度の低下ができないか検討する
固体の場合、粒子径を大きくし飛散性を低くできないか検討する

④ 作業員への2次ばくろポイントを下げる

作業服等への汚染が認められる場合は、化学防護服の使用や作業服等の取替や洗濯頻度の変更などを検討する ⇒同じ作業服を何日も着用しない

⑤ 換気ポイントを下げる

密閉、遠隔操作や局所排気装置の設置等の工学的対策が可能なかを検討する
⇒開けられる窓は開けておく、ポータブルファンを利用する

⑥ 作業時間・作業頻度レベルを下げる

取扱作業時間を短くできないかを検討する
⇒時間と使用量の関係を知り、連続作業にしない



※ 3 ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択

- ①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等（工学的）、
③作業手順の改善等（管理的）、④有効な呼吸用保護具の使用

⑤化学物質のリスクアセスメントの実施について

関係法令は強化されたが原則自主管理
化学物質管理者・保護具着用管理責任者の講習は義務ではない
保護具着用管理責任者は施工協力業者の作業主任者が機能すればよい

実は現場でやるべきことは
数年前の錆止めスプレーの課題の際に提示した手法と変わらない

資格取得が目的ではない
現場で働く人の健康障害未然防止が本来目的
⇒施工管理者のリスクアセスメント実践が重要



アーク溶接作業や
有機溶剤作業の時に
化学物質のKYにも
採り入れよう



⑥元請からの要請の事例

法改正に伴い、令和6年4月1日より

リスクアセスメント対象物(有機溶剤等化学物質)を取り扱う(使用する)事業者(1次.2次.3次…)は「化学物質管理者」と「保護具着用管理責任者」の選任が義務づけられています。

法改正後、労働基準監督署臨検においても指摘されています。

お手数をお掛け致しますが、下記アンケートへの返信をお願いいたします。

また、特別教育修了証の写しを添付台紙に貼付け、PDFにて返信をお願いいたします。

※管理者資格は所定の特別教育受講修了者です。

※管理者の選任は現場単位ではなく当該労働者が所属する事業場(会社)単位です。

※1次、2次、3次と下請け企業ごとに両方の選任が必要になります。

すべての事業者が選任する必要がある・・・○

労働基準監督署臨検においても指摘・・・選任のことなら○、※が必須なら×

管理者資格は所定の特別教育受講修了者です・・・製造者ではないので×

管理者の選任は現場単位ではなく当該労働者が所属する会社単位・・・○

あたかも資格要件が必須であるような指示には、冷静に対処しましょう！

⑦皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質とその物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて労働者に障害等防止用保護具を使用させなければならない。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな

努力義務 2023(R5).4.1 施行

物質（皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な
損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性
のいずれかで区分1）を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

義務 2024(R6).4.1 施行

▶ 不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの 以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事す る労働者（①の労働者を除く）

努力義務 2023(R5).4.1 施行

▶ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具の使用

アーク溶接作業は
この意味でも要注意



⑧参考資料（厚生労働省「職場の安全サイト」）



労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール



化学物質

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

詳しくはこちら >

リスクアセスメント支援ツール

詳しくはこちら >

リスクアセスメント実施・
低減対策検討の支援

詳しくはこちら >

関連ページ

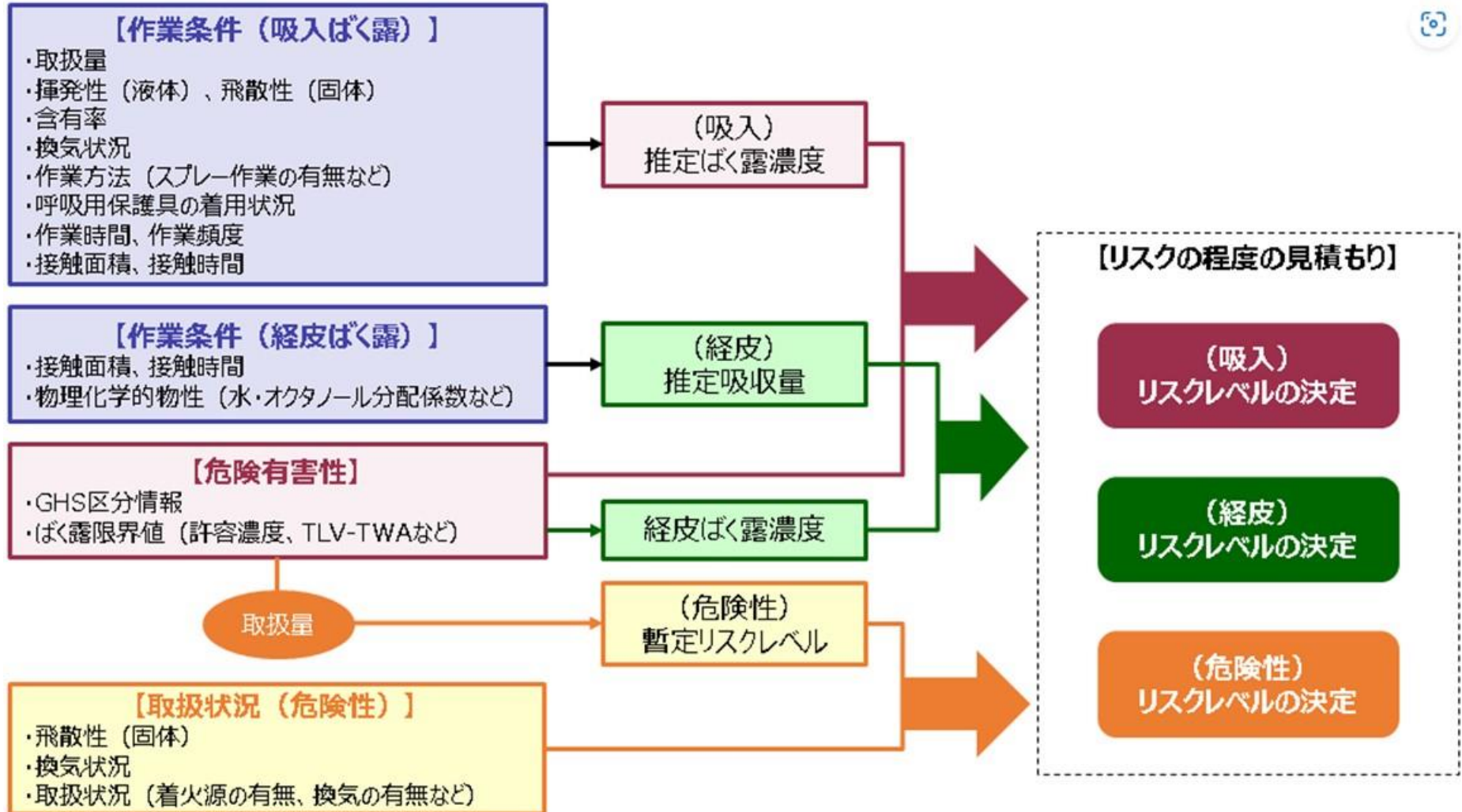
詳しくはこちら >

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

⑧参考資料（厚生労働省「職場の安全サイト」）

CREATE-SIMPLE

対象：有害性（吸入、経皮吸収）・危険性



CREATE-SIMPLEのページも参考になります

リスクを察知すること…もう一度基本を顧みよう

- ①自身の仕事の『あるべき姿』を持つこと…基準が無いと始まらない
- ②法令について理解を深めること…規制部分を知らないと加減がわからない
- ③KYの基本…リスクアセスメント・ヒューマンエラーについて理解を深めること



ルールが守られているか点検すること…不安全行動を省みよう

- ①不安全行動があれば直ちに改めさせる…組織でみんなで
- ②不安全状態は取り除く（工学的対策）または近づかないように明示する（管理的対策）
- ③ルール違反を見つけたら直ちに作業を制止し、ルールの腹落ちを図る

**類似災害が発生している間は
監視や注意喚起が有効とは言えない**

**毎年同じ
お願いします**

**被災者は職人だけとは限らない、理屈では伝わりにくい、
痛い思いをしてから改める…では遅い＝災害事例の活用を！**

作業環境が整っていない場合の現場との交渉にも、災害事例を使ってください

第38回施工管理者安全推進大会



一般社団法人

建築開口部協会



一般社団法人

日本サッシ協会

Japan Sash Manufacturers Association

ご清聴ありがとうございました
皆さん、ご安全に！

